埼玉DXパートナー登録要領

(趣旨・目的)

第1条 この制度は、埼玉県DX推進支援ネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)と共に、様々な知見や技術を有する事業者が連携・協力し、県内中小企業のDX促進を目指すことを目的とする。

(パートナーの役割)

- 第2条 埼玉DXパートナー(以下、「DXパートナー」という。)の役割は次のとおりとする。
 - (1) 県内中小企業のDXに資する情報、知見、技術の提供
 - (2) 県内中小企業のDXの課題解決の支援
- (3) 支援状況の報告や支援事例の公表に関する協力

(登録要件等)

- 第3条 次の各号に掲げる全ての要件に該当する者は、DXパートナーの登録申請をすることができる。
 - (1) ネットワークの趣旨に賛同し、ネットワーク構成機関の施策・活動に協力できる法人又は個人事業主であること。
 - (2) 中小企業のデジタル化やDXに資する情報、知見、技術を提供できること。
- (3) デジタル化又はDXの課題解決に関連する業務について3年以上の経験、または5件以上の支援や導入の実績を有すること。
- (4) 「埼玉D Xパートナー登録申請書」(様式1-1) 記載事項のウェブサイトでの掲載に同意すること。
- (5) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされていないこと。
- (6)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)でないこと。また、暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令違反及び公序良俗に反する行為がないこと。

(登録申請等)

第4条 前条の登録申請は、「埼玉 DX パートナー登録申請書」(様式1-1)を事務局に提出するものとする。

(登録)

第5条 事務局は、前条の申請が、第3条の各号の全てに該当すると認めるときは、DXパートナーとして登録し、申請者に通知する。なお、事務局は必要に応じて申請者に対して聴取を行う。

(公表)

第6条 前条の登録をしたときは、DXパートナーの登録情報をネットワークホームページで公表 するものとする。

(登録有効期間)

第7条 登録有効期間は、登録申請のあった年度末日までとする。なお、DXパートナーから当該年度の2月末日までに特段の申し出がない場合には、翌年度の登録を更新する。

(登録内容の変更等)

- 第8条 登録を受けた者が登録した内容を変更する場合は、「埼玉 DX パートナー登録申請書」(様式 1-1)により事務局に届け出るものとする。
- 2 登録を取り下げる場合は、「埼玉 DX パートナー取下げ願い(様式1-2)」により事務局に届け出るものとする。

(登録の取消)

- 第9条 次の各号に該当する事由が生じたときは、事務局はDXパートナーの登録を取り消すことができる。
- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたとき。
- (2) 第3条の登録要件を満たすことが困難になったとき。
- (3) 第4条及び第8条の登録申請書の申請内容及び誓約事項に虚偽があったとき。
- (4) DXパートナーの活動趣旨から逸脱していると認められたとき。
- 2 前項により登録を取り消された者は、登録が取り消されたことによって損害が生じた場合であっても、ネットワーク(事務局及び構成機関)はこれを賠償する一切の責めを負わないものとする。

(その他)

- 第10条 DXパートナーへの登録は、中小企業とのマッチングを約束するものではない。
- 2 DXパートナーは、ネットワークホームページを通じて問い合わせを受けた後に県内中小企業 と初めて打ち合わせを行った際や、ネットワークにより紹介を受けて県内中小企業と初めて打合 せ等を行った際は、事務局に報告を行うものとする。なお、中小企業から要望があった場合は事務 局が打ち合わせに同席することができる。
- 3 DXパートナーと中小企業間の交渉や取引における過失や瑕疵、錯誤等のトラブルについて、ネットワークは責任を負わない。
- 4 事務局及び構成機関から、支援状況について経過報告を求められた場合は、速やかに報告するものとする。

附則

この要領は、令和4年6月28日から施行する。